

# 市議会 Q&A

**Q** 市長にも解散権はあるのですか。

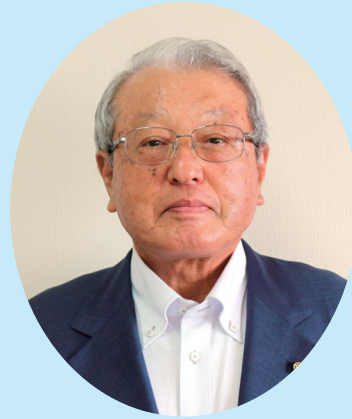
**A** 市長にも解散権はありませんが、総理大臣の解散権とは少し違って、総理大臣は何時でも議事を解散することが出来ますが、地方自治体の首長（市長）は、議会から不信任決議をされた場合や、それと同等と認められる決議がされた場合に限って、決議された日から10日以内に議事を解散することができます。

解散しなければ10日が経過した時点で失職します。また、議事を解散した場合、選挙後に初めて召集された議会で再び不信任決議案が提出され、出席議員の過半数の賛成で可決された場合、首長は議長から通知があった日に失職する（地方自治法第178条第2項・第3項）と規定されています。

# 人事案件

## 教育委員会委員

任期（令和2年6月20日～令和6年6月19日）



吉田 英則 氏  
(布津町)

# 編集後記

当委員会は、今号から新たなメンバーで編集を行い、皆様に広報紙を御届け致します。

国の緊急事態宣言解除後、減少していた新型コロナ感染者が、東京を中心に再拡大しはじめ、本県も7月に入り、新たに42名（7/28現在）の感染が確認されました。

また、7月豪雨と呼称される九州、山陰地方を主災地とする水災害が今年もま

た発生しました。さらに、

コロナ対策として、避難所に於いても間隔の確保の徹底や、被災地への人的支援も、その県内、自治体のみに限る等、昨年までとは全く違う対応を余儀なくされています。

マスク等の批判や、自粛要請、移動制限による経済縮小の煽りを被った事業者の不満、不安の声も当然だと思えます。さはさりながら、現在の

日本人が初めて直面する大災害であり、政府や各自治体、医療を始めとする各関係機関も正解の無い中、日々、必死に立ち向かっておられます。

日本人は昔から国難にみまわれる度に、他者を思いやり、助け合い、力強く乗り越えてきた民族です。私達も、予防をしつかり心掛け、デマや風評に惑わされず、希望を持って立ち向かいまししょう。

議会広報編集特別委員会

委員長 隈部 和久

## 新議会広報編集特別委員



### 議会広報編集特別委員会

- |         |          |
|---------|----------|
| 委員長     | 隈部 和久    |
| 副委員長    | 中村 久幸    |
| 委員      | 中村 哲康    |
| 委員      | 田中 次廣    |
| 委員      | 金子憲太郎    |
| 委員      | 吉田幸一郎    |
| 委員      | 井上 末喜    |
| 【発行責任者】 | 議長 林田 久富 |

※議会だよりに、ご意見、ご感想がありましたら、**議会事務局「議会だより」係**までお願いします。

〒859-2202 南島原市有家町山川58番地 1

☎0957-73-6611

メールアドレス: gikai@city.minamishimabara.lg.jp



この南島原市議会だよりは環境にやさしい「再生紙」と「植物性大豆油インキ」を使用しています。